

公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(案)及び「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」(案)に対する公正取引委員会政策評価委員の意見と計画への反映状況

基本計画(案)の「第2-3(1)実績評価」において「目標について、具体的な達成水準を示すことが困難である場合には、これに関連した定性的な指標を用いて、可能な限り客観的に達成度を測定するものとする。」とあるが、「定性的な指標」とは何を想定しているのか。通常、「指標」というと「定量的な」ものが想起される。

(計画への反映状況)

「定性的な指標」としては、例えば、公取委の措置を踏まえて、違反企業が具体的にどういった措置を講じたかということなどが想定される。

また、達成度を測定する指標は「定性的な」ものに限られるべきではないので、指摘部分は「定量的及び定性的な指標」と改める。

「審判手続き」については、独禁法の手続において重要な部分を占めるものであり、政策評価を実施していくべきものと考えますが、平成17年度の実施計画には盛り込まれてない。

(計画への反映状況)

審判手続きについては、基本計画にもあるとおり、今後政策評価を実施したいと考えているが、現在国会で審議中の独占禁止法改正案が成立すると審判手続きについて大幅に変更されることになるので、この手続の見直しを踏まえた政策評価を実施したいと考えており、平成17年度は政策評価を実施しないが、平成18年度以降政策評価をすることとしたい。

実績評価においても、総合評価的な深掘りした分析を行ってはどうか。これまで、独占禁止法違反行為に対する措置の政策評価として個別の入札談合案件に関する評価を行っているが、競争妨害行為類型なども取り上げてみてはおもしろいのではないか。

(計画への反映状況)

平成17年度の総合評価においても、個別の独禁法違反事件に対する措置の効果について政策評価を行うこととしているが、入札談合以外のものを評価の対象としたい。今後とも、多様な類型の事件での政策評価を行っていくこととする。